

## 第9回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 2年 8月 5日 (水) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

### ・出席委員

1番 白石 淳一	2番 星野 芳寿
3番 遠西 美子	
5番 遠藤 由理子	6番 宮下 庄吉
7番 高井 武男	8番 生方 芳光
9番 萩原 正道	10番 中村 順子
11番 金井 繁行	12番 星野 博一
13番 井上 正文	14番 牛口 長明

### ・欠席

4番 石井 武久  
15番 小林 由喜子

### ・遅刻

3番 遠西 美子

### ・早退

なし

### ・農業委員会事務局職員

事務局長	山田 重之
事務局次長兼農地係長	小野 利明
副主幹	木我 健
副主幹	佐藤 エリカ

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後 1 時 3 0 分
- 開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
- 本日の会議に、4 番石井武久委員さん及び小林由喜子委員さんから欠席の届け出がございました。
- 在任委員 1 5 名中、現在の出席委員は 1 3 名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
- それでは、井上会長よりごあいさつをいただき、以降の進行をお願いいたします。
- 議長  
(井上会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後 1 時 3 1 分
- 議長
3. 議事録署名委員の指名について 午後 1 時 3 2 分
- 最初に議事録署名人の指名を行います。
- 沼田市農業委員会会議規則により、議長において、3 番遠西美子委員、6 番宮下庄吉委員の両名を指名いたしますのでよろしくお願いいたします。
- 議長
4. 諸般の報告 午後 1 時 3 3 分
- 議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
- 事務局より順次、報告をお願いします。
- 下記について報告
- (1) 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
  - (2) 農地法関係許可取消願について
  - (3) 農地法第 4 条第 1 項第 8 項の規程による届出について
- これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後 1 時 3 8 分
- 議案第 3 6 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第36号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第36号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたしました。

次に議案第37号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 5件

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1番の案件について

2番の案件について

3 番の案件について

4 番の案件について

5 番の案件について

議長

無いようですので、お諮りいたします。

議案第 37 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 37 号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

次に議案第 38 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2 件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。

ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

皆さん、また、新人の方どんなことでも不明な点あれば手を挙げてもらえればと思います。

次に、2番の案件について

無いようですので、お諮りいたします。

議案第38号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。

よって、議案第38号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認め、承認することと決定いたしました。

次に議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 7件

事務局員

(議案内容説明)

議長

ここで、3番と4番の案件ですが、2番委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

2番

私が推進委員の任期中に調査を行ったものになります。3番ですが、土地改良区の中で次三男用地として設定された区域になります。住宅を建てる時に転用申請をすることとなっているものであります。

4番ですが、現地写真の右側も全て貸家住宅となっています。その土地と一体で利用していたもので、今後も同様に利用したいとのことでしたので問題ないと思います。

議長

ありがとうございます。

つぎに5番の案件ですが、9番委員が現地調査に行っていますので報告をお願いします。

9 番 先月、事務局と一緒に現地確認を行いました。申請地周辺は宅地となっていて、周辺農地とも道路・水路等で距離も離れており問題はないと思われます。

議長 ありがとうございます。それでは、審議に入ります。  
ただいまの説明に対してご質問ご意見等ございましたらお願いいたします。

まず、1 番の案件について

2 番の案件について

3 番の案件について

4 番の案件について

1 1 番 はい。

議長 1 1 番。

1 1 番 参考までに教えて欲しいのですが、4 条にもあったのですが、始末書添付とあるのはどういうことになるのか。

事務局員 はい。

議長 事務局。

事務局員 許可を受けないで農地以外の利用をしてしまっていたもので、追認許可を得るために是正の申請をしたものです。違反転用にあたるため始末書を添付してもらっています。

1 1 番 これは現状回復とかはしないのですか。

事務局員 例えば住宅が建っていたような場合で、今後も住宅用地として利

用したいとなった場合に、住宅を壊して農地へ復元して再度許可を得て下さい。というのは現実性がないものと思います。転用が可能な農地であれば今後の利用目的に応じて追認で許可を取ってもらっています。

ただその農地が転用許可にならないような場所であれば農地へ復元していただくことになると思います。

11番                    こういうことは多いですか。

事務局員            4条に関してはいえば、自分の土地に自分で別目的に使うので、例えば農機具置き場であったりすると、そのまま建築してしまっているようなことはあると思います。

議長                   ほかに。

次に5番の案件について

6番の案件について

7番の案件について

このほかに、これまでの説明に対して何かあればお願いします。

7番                    はい。

議長                   7番。

7番                    是正の申請をしてもらっているこのことですが、この是正はどちらからするのでしょうか。農業委員会から是正をなさいと指導するものなのか。

事務局員            はい。

議長                   事務局。

事務局員 今回の5条を例に説明します。17ページを見てください。事務局の方で1筆1筆を確認して指導出来るものではないと思っています。所有者や転用実行者が所有権の移転や相続等の何かしらの動きがあるときに、未許可であったことが判明して相談に来られて、追認の許可申請を行うことがほとんどになります。

11番 もう一点あるのですが、全体通してですが、必要経費のところでは土地購入費ですが、市内の場所によっては単価が違うのですが、価格に開きがありますが、妥当性の判断はどのようにしているのでしょうか。

議長 事務局。

事務局員 3条も同じになりますが、土地購入費に関しては売り主と買い主の間での契約なので金額に規程はありません。土地の売買にはある程度相場があることは承知しています。今回の案件の中で5条2番については土地の場所に対して安価であると感じる部分があると思います。こちらについては代理申請人に土地売買代金について確認をしています。前月も同じような土地売買価格の案件がありましたが、同様に確認をしています。

土地売買契約書は法的添付書類とはなっていないため、代理申請人に確認するなどにとどめているものです。申請人からはこの金額で間違いなしとの回答をもらっています。

議長 ほかに。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第39号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 「異議なし」と認めます。



よって、議案第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

次に議案第40号「農用地利用集積計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 （議案内容説明）

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第40号については、計画のとおり、これを決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長 「異議なし」と認めます。

よって、議案第40号「農用地利用集積計画（案）について」は、計画（案）のとおりこれを決定し、市長に回答いたします。

次に議案第41号「農用地利用配分計画（案）について」を議題といたします。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 （議案内容説明）

議長 説明が終わりました。審議に入ります。  
ご意見がございましたら、発言願います。

無いようですので、お諮りいたします。  
議案第41号は、計画（案）のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

（異議なし）

議長

「異議なし」と認めます。  
よって、議案第41号「農用地利用配分計画（案）について」は、  
計画（案）のとおり、これを決定し、市長に回答いたします。  
以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

審議終了 午後2時50分

#### 6. 協議事項

- (1) 沼田市農業経営改善計画認定審査会審査委員の推薦について
- (2) その他

#### 7. 連絡事項

- (1) 沼田市農業委員会農業委員・推進委員全体会議について
- (2) 農業者年金加入推進特別研修会の開催について
- (3) 営農型発電設備の下部の農地における営農状況等の現地確認について
- (4) 行事予定について
- (5) その他

#### 8. 閉 会

終了 午後3時12分